

住民税均等割非課税世帯に対する 物価高騰生活支援給付金 (1世帯／3万円)のご案内

- 物価高騰生活支援給付金 (1世帯あたり3万円) は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

支給対象世帯と申請手続き

支給対象世帯

令和6年12月13日時点で豊岡市に住民登録されている世帯で、世帯全員の令和6年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

豊岡市から令和6年2月以降に住民税非課税世帯等を対象とした給付金（7万円または10万円）を受給された世帯

※令和5年12月2日以降で世帯状況に変化があった一部の世帯を除く

支給予定通知書が届きます
(手続き不要)

※振込口座を変更する場合は手続きが必要になりますので、令和7年3月17日（月）までに裏面のお問い合わせ先まで連絡ください。

詳しくは裏面「I」へ

左記以外の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯

例) 令和5年12月2日以降に転入した世帯または転入した方がいる世帯

確認書が届きます

(返送手続きが必要)

※一部申請が必要な場合があります

令和6年12月13日時点で豊岡市に住民登録のある世帯の世帯主へ確認書が届きます。

確認書（申請書）提出期限

令和7年6月30日（月）※消印有効

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 豊岡市から令和6年2月以降に住民税非課税世帯等を対象とした給付金（7万円または10万円）を受給された世帯

- 対象となる世帯には、豊岡市から、給付内容や振込日が書かれた支給予定通知書が届きます。
- 振込口座等に変更がなければ**手続きは不要です**。ただし、以下のいずれか1つに該当する場合、支給対象となりませんので下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
 - ①世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいる。
 - ②世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる。
 - ③世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている。

II 上記のI以外で令和6年度住民税均等割が非課税の世帯※

※ 住民税均等割が非課税の世帯とは、世帯員全員の住民税均等割が非課税である世帯を言います。ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯の場合は除きます。

- 対象となる世帯には、豊岡市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、返信用封筒で**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないことなど
- ③他の市町村から物価高騰生活支援給付金と同様の趣旨とする金銭等（3万円相当）の給付を受けた世帯等ではないこと

※令和6年6月4日以降に転入された方がおられる世帯については、申請が必要な場合があります。



住民税非課税世帯に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

豊岡市社会福祉課 給付金窓口

TEL:0796-21-9005

FAX:0796-24-4516

受付時間 平日9:00~17:00